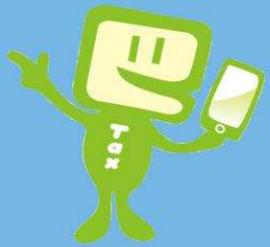


自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホ からできます！



step1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Safari



Androidの方

Chrome



※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！



step2 提出方法の選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

①申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

作成する申告書等と提出方法の選択

作成する申告書等の選択

① 所得税

② 決算書・収支内訳書 (+所得税)

③ 消費税

提出方法等に関する質問

④ 提出方法を選択してください。

おすすめ！

⑤ e-Tax（マイナンバーカード方式）

⑥ e-Tax（ID・パスワード方式）

⑦ 書面

所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

- マイナンバーカード
- 市区町村等の窓口で設定したパスワードをご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

step3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー

① → ② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤

収入・所得金額の入力

会社員の方やパート、アルバイトの方で、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

収入金額

国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があり、「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方

公的年金

次へ

ここまで入力内容を保存

控除等の入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー

① → ② → ③ 控除等入力 → ④ → ⑤

控除の入力 (1 / 2)

支出に関する控除

災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方

被扶養控除

災害減免額

一定額以上の医療費の支払いやセルフメディケーションの対象となる医療品の販売額がある方

医療費控除

ふるさと納税や特定の政治団体、認定NPO法人や公益社団法人などに寄附をした方

寄附金控除

政党等寄附金等特別控除

次へ

「ここまで入力内容を保存」からデータ保存ができます
→再開する場合は、step1の画面で「保存データ利用」を選択してください



国税庁 法人番号7000012050002

step 4 申告内容の事前確認・送信



「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します

※PDFファイルが表示されない場合は、タップボタンをして、別の画面に表示されていないかご確認ください。

データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。

その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

次へ

step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

● 申告書の控（帳票PDF）の保存

「帳票表示・印刷」をタップし、帳票を表示します

※PDFファイルが表示されない場合は、タップボタンをして、別の画面に表示されていないかご確認ください。

保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方



Androidの方

● 入力した申告書データ (.data) の保存

保存データの活用

申告書データを保存しておくと、来年以降の申告書作成の際に利用することができます



入力データを保存

入力データを保存しておくと、来年の申告書等の作成に利用することができます。

入力データの保存

入力データの保存

入力データをダウンロードする

これまでに入力した内容を作成コーナー専用のデータ（「.data」）として保存します。保存したデータは、申告書の作成を再開する場合や、翌年以降、申告書を作成する場合に利用できます。

保存手順と保存先

◎動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



- ・ 医療費控除
- ・ マイナンバーカードを利用したe-Tax
- など

◎チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば